主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、憲 法違反をいうが、何等その事由を示さないものであつて、実質上同条所定の場合に 当らないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の 負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

## 昭和三三年九月五日

## 最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官